

〈同時記者発表〉

□丸亀市記者クラブ □善通寺市記者クラブ

令和6年12月10日
香川河川国道事務所

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

土器川の樹木を伐採していただける方を公募します ～自ら伐採し、無償でお持ち帰りください～

- 河川内の樹木は、洪水時の水位上昇や巡視時の視界の妨げになるなど、河川の管理に支障となるおそれがあります。

このため、特に支障がある箇所については、河川管理者において計画的にこれら樹木を伐採していますが、多くの費用がかかります。

そこで、住民参加型の川づくりの一環として、伐採費用の縮減ならびに伐採木を有効利用していただける樹木伐採者を対象に公募するものです。

■ 「公募伐採」概要

伐採期間：令和7年2月5日（水）～ 令和7年5月30日（金）

伐採箇所：丸亀市綾歌町岡田西地先（綾歌運動公園上流）
仲多度郡まんのう町東高篠地先（乙井大橋の左岸上流）

募集期間：令和6年12月10日（火）～ 令和6年12月23日（月）

※募集の詳細は、別紙の「公募伐採チラシ」、「応募要領」をご参照ください。

四国地方整備局 香川河川国道事務所

※ 本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクトNo.1「南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト」と、No.5「地域の自立的・持続的発展に向けた「資国」産業競争力強化プロジェクト」の取り組みに該当します。

問い合わせ先

香川河川国道事務所 TEL(087) 821-1619

副所長(河川) 中塚 光 (内線 204)

○ 工務第一課長 向山 正純 (内線 311)

(○：主な問い合わせ先)

土器川の樹木伐採への参加者を募集します

～ 自ら伐採し持ち帰る「公募伐採」～

国土交通省香川河川国道事務所では、昨年に引き続き、土器川の河川内に繁茂している樹木を伐採・持ち帰りしていただく方を募集します。

河川内の樹木は、洪水時の水位上昇や巡視時の視界の妨げになるなど、河川の管理に支障となるおそれがあります。このため、特に支障がある箇所については、河川管理者において計画的にこれらの樹木を伐採していますが、多くの費用がかかります。

そこで、住民参加型の川づくりの一環として、伐採費用の縮減ならびに伐採木を有効に利用していただける樹木伐採者を対象に公募するものです。

今回は、丸亀市綾歌町岡田西地先、仲多度郡まんのう町東高篠地先の2箇所を対象に実施します。

伐採箇所状況(丸亀地区)



現地状況写真



伐採箇所状況(まんのう地区)



現地状況写真



伐採作業時期

令和7年2月5日(水)～令和7年5月30日(金)

伐採箇所

丸亀市綾歌町岡田西地先(垂水橋の右岸下流)
仲多度郡まんのう町東高篠地先(乙井大橋の左岸上流)

募集受付期間

令和6年12月10日(火)～令和6年12月23日(月)

申し込み方法

所定の申し込み用紙に必要事項を記載し提出。(郵送、FAX、メール、持参のいずれでも可) 詳細は香川河川国道事務所のホームページにも掲載。

<http://www.skr.mlit.go.jp/kagawa/index.htm>



問合せ・申込先

国土交通省 香川河川国道事務所 工務第一課

〒760-8546 高松市福岡町4丁目26-32

TEL(087)821-1619 FAX(087)821-1713 Mail:skr-kagawa60@mlit.go.jp

土器川の河川内に繁茂する樹木の 「公募伐採」応募要領

香川河川国道事務所

1. 目的と概要

河川内の樹木は、洪水時の水位上昇や巡視時の視界の妨げになるなど河川の管理に支障となる恐れがあります。土器川の河川公園以外の場所は、近年、樹木が過剰に繁茂しています。特に支障がある箇所については、河川管理者が計画的にこれら樹木を伐採していますが、多くの費用がかかります。そこで、住民参加型の川づくりの一環として伐採費用の縮減ならびに伐採木を有効利用していただける樹木伐採者を対象に公募するものです。

2. 公募伐採について

○応募対象：個人または団体

○伐採箇所：香川県丸亀市綾歌町岡田西地先

仲多度郡まんのう町東高篠地先

(詳細な場所は、別紙「公募伐採範囲図」を参照。)

○区画割り：区画割りは行いません。伐採範囲内で任意の箇所を伐採ください。

作業日に複数の参加者がいる場合は周辺の安全を確認した上で作業をお願いします。

○主な樹種：アキニレ、センダンなど

○伐採期間：令和7年2月5日(水)～令和7年5月30日(金)

3. 応募方法

申し込み用紙に必要事項を記載し、応募期間中に受付場所に届くよう、郵送もしくはFAX、メール、持参のいずれかの方法で提出してください。

「申し込み用紙」は、香川河川国道事務所ホームページ、香川河川国道事務所工務第一課で入手できます。

香川河川国道事務所 HP アドレス：<http://www.skr.mlit.go.jp/kagawa/index.htm>

① 応募期間：令和6年12月10日(火)～12月23日(月)

持参する場合は、平日9時～17時までにお越し下さい。

郵送の場合は、12月23日(月)の消印まで有効です。

②受付場所：香川河川国道事務所 工務第一課「公募伐採」係

住所：〒760-8546 高松市福岡町4丁目26-32

TEL：087-821-1619 FAX：087-821-1713

E-mail：skr-kagawa60@mlit.go.jp

4. 応募にあたっての了承事項

①公園利用者駐車場に駐車される場合は、公園の利用者にご配慮をお願いします。

②伐採範囲の樹木は、応募者自ら伐採し、持ち帰ってください。伐採樹木の枝・葉についても、出来る限り持ち帰りください。

③樹木の伐採・搬出に要する労力・費用は、伐採者の負担となります。

④自損事故、又は第三者に損害を与えた場合は、伐採者の責任で対応してください。

- ⑤河川管理施設に損害を与えた場合は、河川管理者に速やかに連絡をし、指示に従ってください。
- ⑥伐採木は、伐採者自身で利用してください。

5. 募集開始から伐採完了までの手続き ※赤書きは伐採者の手続き

募集開始	※令和6年12月10日（火）募集開始 郵送、FAX、メール、持参のいずれでも可 持参する場合は、平日9時～17時までにお越し下さい。 郵送の場合は、12月23日（月）の消印まで有効
「申し込み」（応募）	※12月23日（月）締切
「許可申請書」提出	※令和7年1月20日（月）までに「許可申請書」を提出してください。
「許可書」発行	※「許可書」が届いたら、伐採作業前に同封の「着手届」を提出してください。 （「着手届」「完了届」「アンケート」を同封します。）
「着手届」提出	※伐採期間は、令和7年2月5日（水）～5月30日（金）
伐採実施	※伐採が完了したら、「完了届」「アンケート」を提出してください。
「完了届・アンケート」提出	
伐 採 完 了	■各書類の提出先・方法は「3・応募方法」に同じです。

丸亀市綾歌町岡田西地先
河口から9k/400付近(右岸)

「公募伐採範囲図」

こちらからお入りください。



伐採箇所



A. 進入口周辺



仲多度郡まんのう町東高篠地先
河口から12k/200付近(左岸)

「公募伐採範囲図」

こちらからお入りください。



堤防の上は通行できません。
こちらからは進入できません。

公募範囲

進入路

祓川橋

祓川公園

琴電土器川橋梁

みお筋

土器川

乙井大橋

下流側状況

上流側状況

